

蒲郡市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚等に伴う新生活を経済的に支援することで、新婚の夫婦等の移住定住を促進するとともに、経済的不安及び負担の軽減を図り、結婚等のしやすい環境づくりに寄与し、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、蒲郡市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚等 婚姻又は蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年1月4日施行）に基づくパートナーシップの宣誓をいう。
- (2) 夫婦等 夫婦又は蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナーシップにある二者をいう。
- (3) 婚姻日等 結婚等に係る届出を提出し、受理された日又は宣誓した日をいう。
- (4) 住宅取得費用 結婚等を機に住宅を取得する際に要した費用（建物の購入費に限る。）をいう。ただし、婚姻日等より前の住宅取得に関しては、結婚等を機として婚姻日等の前1年以内に取得したものに限る。
- (5) リフォーム費用 結婚等を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫及び外構に係る工事費用や家電の購入・設置に係る費用を除く。）をいう。婚姻日等より前のリフォームに関しては、結婚等を機として婚姻日等の前1年以内に実施したものに限る。
- (6) 住宅賃借費用 結婚等を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料（家賃）から当該住宅に係る住宅手当の額を控除して得た額をいう。
- (7) 引越費用 結婚等を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者又は運送

業者への支払に関する実費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる夫婦等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻日等が、第7条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度内であること。ただし、申請日の属する年度内に離婚し、同一人同士が再婚した場合を除く。
- (2) 婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月から3月までの間である場合は、前々年）における夫婦等の所得を合算した額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学のために貸与された資金をいう。以下同じ。）を返済している者にあつては、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額）が500万円未満であること。
- (4) 申請日において、夫婦等の住民票の住所がいずれも補助金に係る住宅の位置と同一であること。ただし、単身赴任等により夫婦等の一方の住民票の住所が、当該住宅の位置と異なることについて、やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 夫婦等がいずれも申請日の属する年の前年度分の市町村税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦等がいずれも蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 夫婦等がいずれも過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 夫婦等がいずれも市内に住み続ける意思があること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県及び本市の他の補助金等の補助対象となっている経費は、補助対象経費としない。

- (1) 住宅取得費用
- (2) リフォーム費用
- (3) 住宅賃借費用

(4) 引越費用

- 2 補助対象経費は、夫婦等のいずれかが契約の名義人となり、申請日の属する年度内に夫婦等が支払った経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げるいずれかの補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる補助対象経費に応じて、当該各号に掲げる額を1世帯当たりの上限とする。ただし、補助対象経費（引越費用を除く。）が、各号に定める額に満たない場合に限り、当該額を超えない範囲内において引越費用を含めることができる。

(1) 住宅取得費用又はリフォーム費用 次に掲げる額

ア 婚姻日等における年齢がいずれも29歳以下の夫婦等にあつては60万円

イ アに規定する夫婦等以外の夫婦等にあつては30万円

(2) 住宅賃借費用又は引越費用 10万円

- 2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の支給限度等)

第6条 補助金は、夫婦等の一方を対象とし、かつ、一年度限り支給するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象経費を支払った日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書若しくは蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の写し

(2) 夫婦等の住民票の写し

(3) 夫婦等の申請日の属する年の前年（申請日が1月から3月までの間である場合は、前々年）における所得を証明する書類

(4) 夫婦等の申請日の属する年度の前年度分の市町村民税の納税状況を証明する書類

(5) 第3条第3号ただし書貸与型奨学金を返済している場合にあつては、貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

- (6) 第4条第1項第1号に該当する場合にあっては、売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し又は支払証拠書類
- (7) 第4条第1項第2号に該当する場合にあっては、工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し又は支払証拠書類
- (8) 第4条第1項第3号に該当する場合にあっては、賃貸借契約書の写し及び領収書の写し又は支払証拠書類
- (9) 第4条第1項第4号に該当する場合にあっては、引越費用に係る領収書の写し又は支払証拠書類
- (10) 住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当の額が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第4号に掲げる書類により証明すべき事実を市が公簿等によって確認することができるときは、申請者の同意を得た上で、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、蒲郡市結婚新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、蒲郡市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、決定通知書を受け取った日から30日以内に、蒲郡市結婚新生活支援補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。